二　平成二十五年十月一日以後に市町村長が平成六年改正省令附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき　管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の平成六年改正省令附則第二条第四項によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に当該改製に係る全ての戸籍の副本の送信を受けた日

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　平成六年改正省令の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第四項において同じ。」を削り、同条第四項中「磁気ディスクをもって調製されたその副本を」を「当該改製に係る全ての戸籍の副本（電磁的記録に限る。次項において同じ。）を電気通信回線を通じて」に、「に送付」を「の使用に係る電子計算機に送信」に改め、同条第五項中「この省令」を「戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年法務省令第一号）」に、「第七十五条第二項前段」を「第七十五条の二第一項前段」に改め、「規定によって」の下に「その使用に係る電子計算機に」を加え、「送付」を「送信」に改める。

○国土交通省令第一号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第十七条第一項の規定に基づき、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「もっぱら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車」を「旅客自動車運送事業の用に供する自動車」に、「前項に規定する」を「前項第二号及び第四号に掲げる」に改め、「（旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあっては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

○国土交通省令第二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「騒音防止装置」の下に「（二輪自動車に備えるものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十七の二　法第四十一条第十一号の騒音防止装置（二輪自動車に備えるものを除く。）

第五条第一項の表中

「

十五の二　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版
十五の三　第二条第十九号の二の前照灯	第百十二号改訂版
	第百二十三号改訂版

」を

「

十五の二　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版
十五の三　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版
	第百十二号改訂版
十五の四　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号改訂版

」に

改める。

第三号様式中

「

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置

」を

「

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置
第二条第十七号の騒音防止装置

」に

改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月二十七日から施行する。